会議の名称	令和5年度第4回八雲町介護保険事業運営委員会
日 時	令和6年3月5日(火) 13時30分~13時45分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・第2会議室
出 席 者	委員14名(欠席5名)、随行者0名、傍聴者0名

会議の処理、てん末

## ○令和5年度第4回介護保険事業運営委員会

## 1. 開会宣言

○保健福祉課長より

## 2. 町長挨拶

○町長より開催にあたっての挨拶

## 3. 議題

## ○会長より

本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例に規定する非公開情報が含まれておりませんので全部公開とし開催したいと思いますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

# (1) 協議事項

# ①八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の確定について

## ○事務局より

介護保険係 伊藤と申します。協議事項① 八雲町高齢者保健福祉計画・第9期 介護保険事業計画についてご説明いたします。

議案2ページになります。前回1月29日に開催いたしました第3回介護保険事業運営委員会において、当計画の素案について提案させていただき、素案のとおりご承認いただきました。その後2月1日から2月29日の期間において、パブリックコメントにより計画による意見の募集をいたしました。

本来パブリックコメントにより寄せられた意見を本日皆様方に協議いただく予定でしたが、計画素案に対する意見はありませんでしたので、前回の運営委員会にてご承認いただいた素案をもって計画の確定としたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、介護保険料等については、条例改正が必要なことから3月に開催される第1回定例会へ条例改正案を提出する予定であり、議会の議決後、令和6年4月1日より「八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の開始となりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

# ○委員より

質問・意見等なし

## ②地域密着型サービス事業所の指定の更新について

介護保険係の中島と申します。私からは協議事項 指定地域密着型サービス事業 所の指定の更新等についてご説明いたします。議案3ページをご覧ください。

平成18年4月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され介護保険事業者の指定については、6年毎に更新することが義務付けられており、地域密着型サービス事業所の指定、指定の更新にあたっては、介護保険法の規定に基づき当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないということから、適切な運営を確保するために介護保険事業運営委員会を設置し、協議、ご意見をいただいて指定等を行っているところです。

なお、申請者から提出された書類は、必要最低限の様式のみお示ししております のでご了承願います。

それでは、今回、指定更新申請書が提出されたのは、申請者「社会福祉法人」八雲町社会福祉協議会」、地域密着型サービスの種類は「地域密着型通所介護」、事業所の名称は「社会福祉法人」八雲町社会福祉協議会指定八雲デイサービスセンター」、事業所所在地は「八雲町栄町13番地1」、利用定員は「18人」、現指定年月日は「平成30年4月3日」であり満了日が「令和6年4月2日」となっております。

6ページの上段には地域密着型通所介護の定義及び基本方針を、6ページ下段から8ページまでは人員基準、設備基準、運営基準を掲載しておりますが、申請者から提出された書類を審査したところ、必要な基準を満たしていることを確認したことから、更新指定年月日を「令和6年4月3日」、更新指定満了年月日を「令和12年4月2日」としております。

以上、簡単ではございますが、協議事項②の説明とさせていただきます。宜しく お願いいたします。

#### ○委員より

質問・意見等なし

#### (2) 報告事項

### ①八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について

私から報告事項①八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定の更 新について報告いたします。議案9ページをご覧ください。

八雲町の被保険者の方が、江差町にあります認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用にあたり事業所の指定の更新を行った件になります。

提出された書類内容の審査を行ったところ、必要な町の条例の基準を満たしていると認められることから、指定の更新について決定させていただきましたことをご報告させていただきます。

なお、今回の指定の更新にかかる事業所については、江差町にありますグループ

ホーム・あかり 入所定員9名、指定有効期間は令和6年2月21日から令和12年2月20日としております。

以上、簡単ではございますが、報告事項①の説明とさせていただきます。宜しく お願いいたします。

## ○委員より

質問・意見等なし

## 4. その他

### ○事務局より

町内に所在しております事業者「ヘルパーステーション明かり有限会社」より、 八雲町宮園町35番地3にあります事業所「ヘルパーステーション明かり有限会社」 につきまして、利用者の減少により経営が悪化し、事業所の運営の継続が不可能と なったことにより、事業所の廃止を行う旨、申出がありました。

当該事業所は、北海道の指定を受け訪問介護、町の指定を受け訪問型サービスを 提供しておりましたが、令和6年3月31日付け事業所の廃止を行う旨届出があり、 これを受理いたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、利用者につきましては、今後、他の事業所へ引き継がれる予定となっておりますので、申し添えます。

次回令和6年度第1回介護保険事業運営委員会は7月を予定しております。

また、運営委員会の任期につきましては、3年を1期としており令和6年3月を もって終了することとなりますが、各団体の代表の皆様方には引き続き委員として ご協力いただきたいと考えております。

今後、委員選任のご依頼についてお願いする予定でおりますので、ご承諾のほど よろしくお願いいたします。

その他については以上となります。

### ○委員より

質問・意見等なし

# 5. 閉会